

# わわわのひろば

2015年5月 第2号

社会福祉法人 宮城厚生福祉会



宮城厚生福祉会

後援会結成にあたって

宮城厚生福祉会後援会会長 弁護士 山田 忠行

4月11日に宮城厚生福祉会後援会が結成され、初代の会長を務めさせていただくことになりました。よろしく申し上げます。

介護報酬は大幅マイナス改定、子ども子育て支援新制度の開始、生活保護費・年金支給額の削減など、相次ぐ社会保障政策の切り捨てが進められています。また、政府与党は今国会で社会福祉法の改正を行い、社会福祉法人に対して「余裕財産」を用いた「地域貢献活動」を義務化しようとしています。本来国がすべき社会福祉を社会福祉法人に担わせるという内容であり、到底許しがたいものです。これまでも社会福祉法人に対しては、施設建設や建替えの際の公的補助を削減しながら、「自主財源活動」を求めるといった厳しい政策が採られ、圧倒的多数の法人は財政的基盤に深刻な影響を受けており、宮城厚生福祉会も同様と聞いております。

こうした情勢の中でも、宮城厚生福祉会は「あかちゃんから高齢者まで安心して暮らし続けられるまちづくり」を目指し、県内に保育所5か所、高齢者施設4か所、障がい者施設2か所、児童館1か所を経営し、社会福祉を守る地域の砦の役割を發揮しています。

地域に根差し活動している宮城厚生福祉会を守り発展させるために、後援会は設立されました。後援会活動は、各施設を中心に学習会など各施設に関わる皆さんの要求・要望に合った活動、年3回の宮城厚生福祉会の会報「わわわのひろば」をお届けし現在の社会福祉情勢について共有する活動などを展開したいと考えています。また、年会費を後援会の活動費として活用するとともに、宮城厚生福祉会を財政面からも支えたいと考えます。何かと物入りの折ご負担となるものと思いますが、このような時にこそ安心して暮らし続けられるまちづくりをめざし、ご一緒に地域から運動をして参りましょう。ぜひ多くの皆様に宮城厚生福祉会後援会へご加入いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

介護老人福祉施設  
**十符・風の音**

とふかぜのね

〒981-0105 宮城県利府町葉山1-53  
TEL 022-767-3661



施設をご利用される方々は「自宅で自分らしく最期を迎えたい」という願いがあるとします。それが叶わず入居となった時、諦めや後悔等負の思いを抱かれます。私たちは、そんな思いさせたくないのです。だからこそ、入居前と同じような生活を送って頂けるよう、ユニットケアを導入し展開してきました。

ユニットケアの特徴でもある建物については、どなたでもご利用できるスペースを確保したことで、介護度が重症化しても施設の中で地域を感じる事が可能となります。ソフト面では職員主体ではなく、パーソン・センタード・ケアの考えと24時間軸に沿った支援により、入居前の暮らしが継続可能となります。

また、施設の役割として地域とのつながりを確立できるよう、ボランティアの受入や施設職員がボランティアの経験は、受け入れる側の心構えについて良い教材となりました。誰かのために役立ちたいという思いは、入居者のために、施設のために、そして地域のために、無限の広がりになると感じています。年間1200名近くのボランティアがお見えになっていることは、今までの取り組みが決して一方通行ではなかったと証明してくれました。

平成17年4月に十符・風の音が開所し早いもので10年が経過しました。私たちはこれまでもこれからも、施設理念に結集し職員が団結し前進することを目標に取り組んでいます。(施設長 渡辺 由美)



たてわりグループ発表



たてわりおにぎりクッキング

柳生もりの子  
**保育園**

やなぎうもりのこほいくえん

〒981-1106 仙台市太白区柳生字北20-1  
TEL 022-741-5381

開園当初、卒園児の保護者の方が植樹してくださった桜の幹も13センチほどの太さになり、今年も満開になったその下で、年長児が給食を楽しそうに食べています。

柳生もりの子保育園も開園12年目を迎え、前年度は244番目の園児が、地域の伝統文化である柳生和紙の証書を受け取り、卒園していきました。そして、今年も新しい園児を迎え、125名の園児で新学期が始まりました。

保育園は、仙台市南部に位置し農地の中に住宅地が広がる地域です。春には野生のキジの鳴き声も聞かれ、田んぼのあぜ道を歩いたり、秋には栗のイガを触って保育者と笑い合いながら散歩を楽しんでいます。子どもたちは、自然に囲まれた戸外と広々とした園庭を元気に走り日々遊んでいます。

地域の保育園として、子どもたち一人一人の思いを大切に受けとめ、身近な大人や友達と関わり合いながらともに育ち合える関係を作っていきたいと思っております。

近年、幼児組ではクラス別保育だけでなく、縦割り保育(3・4・5歳児混合で作ったグループ)での保育も取り組んできました。年長児が年少児をお世話し、ちいさい子は大きい子の姿にあこがれて、楽しい活動に取り組んでいきます。グループの結成祝いでは、ゴルフボールほどのおにぎりを作ります。3歳児が上手にふりかけをつけられないでいると、それを手伝う5歳児の姿は微笑ましいものです。同年齢の関わりと共にこのような異年齢の楽しい活動、そして高齢者の方、障がいを持った方など様々な人々との関わりを通して豊かに育ち合えるよう保育していききたいと思います。

これからも、子どもを真ん中に保護者のみなさんと協力しながら、子育ての喜びや楽しさ、そして大変さも感じあえる保育園として歩んでいきたいと思えます。

(園長 大門 祐子)



園庭の桜の下で

社会福祉法人

## 宮城厚生福祉会の歩み②

宮城厚生福祉会 前理事長 小野ともみ



今回は、社会福祉法人宮城厚生福祉会の前身である財団法人宮城厚生協会立乳銀杏保育園の創業の頃を書かせていただきました。介護も保育も障がい者就労支援も、利用者である高齢者・児童・障がい者と対象・相手は違いますが、その方々一人一人の「願い（要求）」が何なのかをとらえ、その実現のための支援（ケア）をするということは変わりのないことです。「願い（要求）」の実現は、現場での工夫ですぐにできることもありますが、介護は介護保険法、保育は児童福祉法（この4月からは子ども・子育て支援法にも縛られることになりました）、障がい者は障がい者自立支援法と制度との関係で、施設だけでは実現できない枠が定められています。例えば保育所では

0歳からの乳児保育も、障がいを持つ子どもの保育も、延長保育・産休明け保育・学童保育も、最初から制度として整っていたわけではありませんでした。保護者の願いをもとに、願いに応えた保育を行いつつ、国や自治体への働きかけの結果できたものなのです。

1960年代には、「3歳までは母親の手で育てるべき」といった「3歳児神話」がまだまだ根強くありました。ですから0歳児保育の枠も少なく、0歳児からの入所は狭き門でした。入所申請数の半数程度の赤ちゃんしか入所はできなかったのです。現場の保育士たちは、乳児が保育園で大人だけとの関りだけではなく、乳児同士の関り合いの中で育つことを、日々の保育の中で追及し、保護者をはじめとして広く社会に訴えていきました。

そうした中、公立保育所父母の会で、0歳児保育を大幅に増やしてほしいと請願署名運動が取り組みられました。その結果、1970年代半ばから新設の公立保育所のほとんどで、0歳児を3名（この当時は0歳児でも乳児：保育士が6：1の配置基準でした。市の独自加算で公立保育所には3：1の配置にしていました。）程度を受け入れることになりました。

乳銀杏保育園では、「産休明けからの乳児保育の実現」を目指して、入所申請をしたお母さんたちを中心に「ひよこの会」をつくって、保育所増設と公立保育所同様に保育士増員での産休明けからの保育実現を願って、市と交渉をしました。

民間保育園も、地域の保育要求にこたえようと、1983年には15名を、翌年には24名の乳児を5カ園で受け入れました。しかし、乳児保育は設備面での配慮の他職員の配置を多くしなければならないなど、経営面からは赤字になる状態でした。厚生省は、1977年から乳児保育特別対策を打ち出しましたが、所得制限があるなど、該当する乳児はわずかの人数にとどまっていました。宮城県では、1982年から、国の乳児保育特別対策から外れて乳児を保育する民間保育園に国の2分の1相当の補助を実施しましたが、それだけで乳児保育を実施することは困難なことでした。1984年10月、仙台市の19カ園の民間保育園の園長が仙台市に対して「乳児保育に対して県と同額の助成を」と陳情しました。こうした各方面からの運動が実って、1985年4月には、仙台市の乳児保育助成が決まりました。この助成で、市内11カ所の民間保育園に前年度の2倍もの43名が入所でき、乳銀杏保育園では職員を1名増やし、乳児を4名から7名に増やし保育することができました。

1998年の厚生白書に「いわゆる3歳児神話は、少なくとも合理的な根拠は認められない。」と明記されるに至り、今では乳児保育は当たり前の保育になっています。このように乳児保育ひとつをとって見ても、保護者の願いを受けとめた現場での保育（ケア）の追及を背景に、保護者や保育者の一体となった国や自治体への働きかけを行うという半世紀もの長い道のりの中で実現していったことなのです。

(次号に続く)



写真上：1981年完成の園舎  
下：2002年完成の現在の園舎



# くらしを脅かされる 制度改革が

# つきつきと

## — 安心の社会福祉制度を実現させましょう!

2015年度は介護保険法及び報酬改定、子ども・子育て支援新制度と法人の主要事業である介護事業・保育事業で大きな制度改革がありました。国は社会保障制度の解体を目論み、それは高齢者・子どもの権利を奪っているだけでなく、働く職員へも大きな負担を強いるものです。

特に、介護保険法改正による4つの大きな切り捨て（別表参照）は、利用する高齢者の生活と権利を奪う改悪であり、くらしを脅かされるものです。

また、社会福祉法人をめぐる情勢では、福祉の市場化と社会福祉法人改革の名のもと「社会福祉法改正案」を閣議決定し、今国会に提出しています。「社会福祉法人は利益率が高い」という誤った認識のもと、セーフティネットであるはずの社会保障制度を、社会福祉法人に担わせようとしています。その他にも「退職手当共済制度の見直し」が行われ、障がい分野での公費助成が削減されるなど、職員の処遇へも大きく影響する法改正となっています。

まさに社会福祉制度そのものを守り、かつ社会福祉法人としての使命という立場での対応が必要になってきます。法人としては、このような厳しい情勢の中で、より一層「乳幼児から高齢者まで安心して住み続けられるまちづくり」を目指していきます。

地域の皆さんと一緒に安心の社会福祉制度を実現させましょう!



写真: 2014年11月 福祉ウェブ 署名・宣伝行動の様子

### 2015年度介護保険法改正による4つの切り捨て

- ① **要支援者の訪問介護、デイサービスを「介護保険はずし」へ!**  
要支援1、2の方は介護保険を利用できなくなります! 市町村の実施するサービスを受けられますが、市町村によって格差が生じる可能性も!
- ② **一定所得以上の利用者負担2割へ(現状1割負担の倍化)**  
年金収入280万以上の所得の方は、8月から利用者負担が2割になります!
- ③ **特養入居は要介護3以上から**  
要介護1、2の方は原則、特養入居できなくなります!
- ④ **施設の補足給付(費用負担軽減制度)を縮小へ!**  
対象から外れると年間約100万円もの負担増に!



新人職員研修会の様子

## 今年も! 宮城厚生福祉会に 新たな仲間が増えました

2015年3月21日に2015年度新入職員研修会を行い、14名の採用者が参加しました。「法人の理念と成り立ち」・「民主医療機関連合会(民医連)」について説明し、法人理念・憲法・民医連綱領を理解して守り、業務に結び付けて考えて繋げてゆく事の大切さを学習しました。

理念教育は職員教育として最も大切なので、新入職員研修だけでなく2年目研修以降でも繰り返し学習します。

成り立ちについては、いかにして法人が設立されたのか、法人の原点を知る上でとても重要なことです。

この理念と成り立ちは法人職員の基礎となります。

また職員が守らなければならない就業規則と、民医連共済制度についても説明しました。

参加した職員の研修態度は最後まで熱心で、これから社会に出て福祉事業で働く希望に満ちていました。

今後、地域社会・利用者及びご家族様の為に、仕事に臨んでまいりますので宜しくお願い致します。